

緊急 110 番

昔の借金を 請求された人の

& ホットライン

その請求… 無視せず 払わず

まず相談！



- ・督促を放っておいたら裁判所から書類が届いた！！
- ・ずっと前から滞納していた借金の取り立てが急にきた！！
- ・昔に借金はしたけど、聞いたことのない業者から突然請求がきた！！

当てはまる方は、裏面をご覧ください。



時効にかかっており、支払う必要がないかもしれません。

ただし、放っていると時効の主張ができなくなります！

司法書士による無料電話相談

緊急 110 番

日 時：平成 29 年 12 月 20 日（水）

午前 10 時～午後 7 時

ホットライン

期 間：平成 30 年 1 月 9 日（火）

～同年 3 月 30 日（金）

日 時：上記期間内の水曜日及び木曜日

午前 10 時～午後 1 時（祝祭日除く）

京都司法書士会



075 - 252 - 2582

同時開催：大阪司法書士会 06-6941-1000（但し、ホットラインは月曜と金曜）

兵庫県司法書士会 078-341-9052（但し、緊急 110 番のみ午後 5 時まで）

具体的な事例



裁判所から訴状が届いた

約 10 年前に消費者金融から 30 万円を借りた。2 年ほどは返済していたが、ちょうどその頃失業し、返済することができない状態になってしまった。債権者から督促の電話や葉書が届くようになり、やがて「債権回収会社に債権譲渡した。」という手紙が届いた。それでもなお放っておいたところ、昨日、裁判所から封筒が届いた。中を見てみると、債権回収会社が「元本と遅延損害金、併せて 130 万円を返せ」という訴訟を起こしたようだ。どう対応したら良いか。

→裁判所に対して消滅時効を援用する旨の答弁書を提出する。最期の弁済から 5 年が経過しており、その間に時効の中断事由がなければ、消滅時効が完成し、借金を支払わなくてよくなる。

問題点

消費者金融等からの借金は、裁判所での手続きを取られることなく、かつ、債権者との間で「返します」というような約束もないまま 5 年(10 年の場合有)が経過すると、消滅時効が完成し、借金を返す必要がなくなります。

ただし、この「消滅時効」は、5 年又は 10 年が経過すれば自動的に完成するものではなく、債務者から「時効が完成した」と積極的に主張する必要があります。(「時効の援用」と言います。)時効を援用する前に、債権者から①訴訟を起こされ、時効の援用をしないまま判決を取られたり、②「少しでも払います。」という約束をしてしまうと、原則として、時効を援用することができなくなってしまいます。

昨今、消費者金融等の貸金債権等を買取った債権回収会社が、既に時効にかかっている債権についても訴訟を提起する、ということが起こっています。そうすると、上記のような消滅時効についての知識がない一般市民は、訴訟対応をせずに放置することもありえ、結果、既に時効にかかっている借金についても時効が援用できなくなってしまいます。

そのようにして裁判に負けてしまうと、債権者は、債務者の給料や預貯金等を差し押さえることができるようになり、債務者としては、甚大な不利益を被るおそれが出てきます。

**「もしかして私も・・・」と少しでも
気になった方は、是非ご相談下さい！**